

国指定名蔵^{なぐら}アンパル鳥獣保護区
名蔵アンパル特別保護地区計画書
【指定】
(環境省案)

令和 5 年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 特別保護地区の名称

名蔵アンパル特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

名蔵アンパル鳥獣保護区のうち、名蔵川右岸と名蔵大橋の上流側との交点を起点とし、同所から同川右岸を東進し神田橋との交点に至り、同所から同橋を南東に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進し地籍界との交点に至り、同所から地籍界を南東に進み浦田原排水路右岸との交点に至り、同所から同排水路右岸を南東に進み県道新川白保線との交点に至り、同所から同県道を南進し同排水路左岸との交点に至り、同所から同排水路左岸を北西に進み地籍界との交点に至り、同所から地籍界を南西に進み名蔵小橋との交点に至り、同所から同橋を北東に進み同橋と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という）との交点に至り、同所から海岸線を北進し海岸線と同川河口左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み名蔵大橋の上流側との交点に至り、同所から同橋を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域並びに沖縄県石垣市字石垣平地原 1055 番地、1056 番地、1057 番地の 1、1057 番地の 2 及び 1057 番地の 5、同市字名蔵神田原 360 番地の 1、361 番地の 2、361 番地の 3、362 番地の 1、363 番地の 1、366 番地の 1、366 番地の 2、367 番地、368 番地、369 番地、370 番地の 1、370 番地の 2、371 番地、372 番地、374 番地の 1、374 番地の 2、375 番地の 1、375 番地の 2、386 番地、387 番地、389 番地、390 番地、399 番地、401 番地、402 番地の 2、402 番地の 3、402 番地の 51、402 番地の 53、402 番地の 57、402 番地の 85 及び 402 番地の 86、同市字名蔵太田原 455 番地の 27 及び 455 番地の 41、同市字石垣平地原 1046 番地の 6、1055 番地、1057 番地の 2、1057 番地の 5 及び 1091 番地、同市字名蔵神田原 402 番地の 51 及び 402 番地の 53 並びに公有水面界に囲まれた区域に介在する里道の区域、同市字石垣平地原 1057 番地の 1、1057 番地の 2 及び 1057 番地の 5、県道新川白保線並びに公有水面界に囲まれた区域に介在する里道の区域並びに字石垣平地原 1057 番地の 1 及び 1059 番地の 1、県道新川白保線並びに公有水面に囲まれた区域に介在する里道の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 5（2023）年 11 月 1 日から令和 25（2043）年 10 月 31 日（20 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林、干潟、海浜、海面、原野、海岸林等の多様な自然環境がまとまって存在している。

このため、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥類の中継地又は越冬地となるとともに、八重山諸島特有の猛きん類、森林性鳥類等多様な鳥類の生息の場となっており、水鳥類ではクロツラヘラサギ、セイタカシギ及びアカアシシギ等、猛きん類ではカンムリワシ、チュウヒ及びツミ（亜種リュウキュウツミ）等、森林性鳥類ではキンバト、オオクイナ等の環境省レッドリ

スト 2020 に掲載された希少鳥類の生息が確認されている。

特に、当該区域の中でも、干潟及びマングローブ林を中心とする区域は、底生生物、稚魚等が豊富であり、静ひつで安全な環境であることから、水鳥類の採餌^じの場又は休息の場として利用されている。また、原野を中心とする区域はカンムリワシの採餌の場等として利用されている。

以上のとおり、名蔵アンパル鳥獣保護区の中でも希少鳥類の生息地として特に重要な区域である当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（3） 管理方針

- 1) 干潟及び原野は水鳥類及び猛きん類の採餌の場として、また、マングローブ林は水鳥類の採餌の場又は休息の場として、さらに、モクマオウ林は森林性鳥類の生息の場としてそれぞれ重要な場所であることから、干潟、原野、マングローブ林及びモクマオウ林については、現状のままの保護を基本とする。
- 2) 区域内の河川及び用排水路の整備並びにモクマオウ林内の道路の改修等に当たっては、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。
- 3) 当該区域の無秩序な利用による鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力して鳥類の生息・利用環境の保全を図る。
- 4) 特定外来生物等の侵入状況について定期的に情報を収集し、区域内の鳥獣類の生息・利用等に影響を及ぼすおそれのある場合は対策を検討する。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1） 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、面積が約 229km²の沖縄県石垣島の名蔵川下流部に位置し、干潟、原野、マングローブ林及びモクマオウ林がこの区域に含まれる。

イ 地形、地質等

当該区域は、海に開けた窪地状となっており、その窪地に土砂が堆積した結果、マングローブ林が広がり、海岸部には砂嘴^{さし}が形成され、全体としてラグーンを形成している。

河口から約 3km 上流付近の河床下まで沖積層が分布し、軟弱なシルト・粘土が堆積している。また、海岸沿いは、新期砂丘砂層が分布し、現世サンゴ礁堆積物の破片によって構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域はマングローブ林を主とし、その構成種は、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ、マヤブシキの 6 種である。昭和 61 年頃からマングローブ林の拡大が確認されている。マングローブ林の後背地にはシャリンバイ、シマシラキ、ミフクラギ等が見られる。また、浜堤上の防風防潮林としてモクマオウ林が植林により広がっている。

エ 動物相の概要

当該区域は、餌動物となる底生生物や魚類が豊富であるため、鳥類の生息数が多く、平成 21 年度～令和元年度における鳥獣保護管理員による調査結果からは、41 科 170 種の生息が確認されている。また、既存文献から、哺乳類については、ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウイノシシ等、魚類については、ミナミトビハゼ等のハゼ科やゴマフエダイ等のフエダイ科等、底生生物については、アラスジケマンガイ等の貝類やミナミアシハラガニ等の甲殻類等、両生類・爬虫類については、サキシマヌマガエル、ホオグロヤモリ、キシノウエトカゲ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 3 のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

- ・ 平成 30 年度 有害鳥獣捕獲許可件数 36 件（うち、石垣市全域としての許可 10 件）
加害鳥獣 イノシシ、カラス、キジ、キジバト、カモ、クジャク、バン
被害品目 コメ、サトウキビ、甘しょ、畜産飼料
- ・ 令和元年度 有害鳥獣捕獲許可件数 31 件（うち、石垣市全域としての許可 10 件）
加害鳥獣 イノシシ、クジャク、キジ、カラス、カモ、キジバト
被害品目 コメ、サトウキビ、パイン、ヘチマ、畜産飼料、畜産（牛）
- ・ 令和 2 年度 有害鳥獣捕獲許可件数 43 件（うち、石垣市全域としての許可 19 件）
加害鳥獣 イノシシ、クジャク、キジ、カモ
被害品目 コメ、サトウキビ、パイン、甘しょ、カボチャ、ニンジン、ヘチマ

5 施設整備に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 8 本
- (2) 案内板 3 基

6 参考事項

(1) 当初指定

平成 15 年 11 月 1 日（平成 15 年 10 月 30 日 環境省告示第 122 号）

(2) 経緯

区域の拡張

平成 16 年 11 月 1 日（平成 16 年 10 月 26 日 環境省告示第 60 号）

別表1 名蔵アンパル鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(1145) 1147 ha		(1145) 1147 ha	(157) 154 ha		(157) 154 ha			
林 野	(63) 76 ha		(63) 76 ha	(17) 61 ha		(17) 61 ha			
農耕地	(26) 27 ha		(26) 27 ha	(5) 0.1 ha		(5) 0.1 ha			
水 面	(986) 965 ha		(986) 965 ha	(60) 41 ha		(60) 41 ha			
その他	(70) 79 ha		(70) 79 ha	(75) 52 ha		(75) 52 ha			

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	(0.02) 78.9 ha		(0.02) 78.9 ha	(0) 78.9 ha		(0) 78.9 ha			
国有林	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
林野庁所管	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
制限林	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
保安林	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
砂防指定地	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
その他	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
普通林	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
文部科学省所管	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
国有林以外の国有地	(0) 78.9 ha		(0) 78.9 ha	(0) 78.9 ha		(0) 78.9 ha			
農林水産省所管	(0.02) 0.01 ha		(0.02) 0.01 ha	0 ha		ha			
環境省所管	(0) 78.9 ha		(0) 78.9 ha	(0) 78.9 ha		(0) 78.9 ha			
地方公共団体所有地	(8) 8.4 ha		(8) 8.4 ha	(3) 3.4 ha		(3) 3.4 ha			
都道府県所有地	(5) 4.4 ha		(5) 4.4 ha	(1) 1.4 ha		(1) 1.4 ha			
制限林地	(0) 0.9 ha		(0) 0.9 ha	(0) 0.01 ha		(0) 0.01 ha			
保安林	0.9 ha		0.9 ha	0.01 ha		0.01 ha			
砂防指定地	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
その他	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
普通林地	(0) 0.4 ha		(0) 0.4 ha	(0) 0.4 ha		(0) 0.4 ha			
その他	(5) 3.1 ha		(5) 3.1 ha	1 ha		1 ha			
市町村所有地等	(3) 4 ha		(3) 4 ha	2 ha		2 ha			
制限林地	(0) 0.01 ha		(0) 0.01 ha	(0) 0.01 ha		(0) 0.01 ha			
保安林	0.01 ha		0.01 ha	0.01 ha		0.01 ha			
砂防指定地	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
その他	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
普通林地	(0) 0.2 ha		(0) 0.2 ha	(0) 0.2 ha		(0) 0.2 ha			
その他	(3) 3.8 ha		(3) 3.8 ha	(2) 1.8 ha		(2) 1.8 ha			
私有地等	(151) 72.5 ha		(151) 72.5 ha	(94) 12.6 ha		(94) 12.6 ha			
制限林地	(18) 9.4 ha		(18) 9.4 ha	(8) 0 ha		(8) 0 ha			
保安林	9.4 ha		9.4 ha	0 ha		0 ha			
砂防指定地	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
その他	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
普通林地	(45) 12.8 ha		(45) 12.8 ha	(9) 9.2 ha		(9) 9.2 ha			
その他	(88) 50.3 ha		(88) 50.3 ha	(77) 3.4 ha		(77) 3.4 ha			
公有水面	(986) 986.7 ha		(986) 986.7 ha	(60) 58.8 ha		(60) 58.8 ha			
計	(1145) 1147 ha		(1145) 1147 ha	(157) 154 ha		(157) 154 ha			

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 特別地域									
└ 普通地域									
自然公園法による地域	172 ha	ha	172 ha	152 ha	ha	152 ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha			
└ 特別地域	168 ha		168 ha	152 ha		152 ha			
└ 普通地域	4 ha		4 ha	0 ha		0 ha			
文化財保護法による地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha

（注）

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 生息する鳥獣類(鳥類)

目	科	種	種の指定等	備考
キジ	キジ	○ キジ	—	外来
		○ インドクジャク	—	外来
カモ	カモ	<u>ヒシクイ</u>	VU・NT	冬鳥、旅鳥
		マガン	NT	迷鳥
		コハクチョウ	—	迷鳥
		<u>ツクシガモ</u>	VU	冬鳥、旅鳥
		オシドリ	DD	冬鳥
		○ オカヨシガモ	—	冬鳥
		ヨシガモ	—	迷鳥
		○ ヒドリガモ	—	冬鳥
		○ マガモ	—	冬鳥
		○ カルガモ	—	冬鳥
		○ ハシビロガモ	—	冬鳥
		○ オナガガモ	—	冬鳥
		シマアジ	—	旅鳥、冬鳥
		○ コガモ	—	冬鳥
		ホシハジロ	—	冬鳥
		○ キンクロハジロ	—	冬鳥
		○ スズガモ	—	冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ	—	冬鳥
ハト	ハト	カワラバト(ドバト)	—	外来
		○ キジバト	—	留鳥
		ベニバト	—	迷鳥
		○ <u>キンバト</u>	EN・国内希少・国天	留鳥
		○ ズアカアオバト	—	留鳥
カツオドリ	ウ	○ カワウ	—	冬鳥
ペリカン	サギ	○ ヨシゴイ	NT	冬鳥
		○ リュウキュウヨシゴイ	—	留鳥
		○ ゴイサギ	—	留鳥
		○ ササゴイ	—	冬鳥、旅鳥
		○ アカガシラサギ	—	冬鳥
		ジャワアカガシラサギ	—	迷鳥
		○ アマサギ	—	旅鳥、冬鳥
		○ アオサギ	—	冬鳥
		○ ムラサキサギ	—	冬鳥
		○ ダイサギ	—	冬鳥、旅鳥
		○ チュウサギ	NT	冬鳥
		○ コサギ	—	冬鳥
		○ クロサギ	—	留鳥
		カラシラサギ	NT	旅鳥
	トキ	ブロンズトキ	—	迷鳥
		ヘラサギ	DD	迷鳥
		○ <u>クロツラヘラサギ</u>	EN・国内希少	旅鳥
ツル	クイナ	○ <u>オオクイナ</u>	EN	留鳥
		クイナ	—	冬鳥
		○ シロハラクイナ	—	留鳥
		ヒメクイナ	—	旅鳥、冬鳥

目	科	種	種の指定等	備考
		○ ヒクイナ	—	留鳥
		○ バン	—	留鳥
		オオバン	—	冬鳥
チドリ	チドリ	○ タゲリ	—	冬鳥
		○ ケリ	DD	迷鳥
		○ ムナグロ	—	旅鳥、冬鳥
		○ ダイゼン	—	冬鳥
		○ コチドリ	—	冬鳥
		○ シロチドリ	VU	留鳥
		○ メダイチドリ	国際希少	旅鳥、冬鳥
		○ オオメダイチドリ	国際希少	旅鳥、冬鳥
	セイタカシギ	○ セイタカシギ	VU	冬鳥、旅鳥
		ソリハシセイタカシギ	—	旅鳥
シギ		○ オオジシギ	NT	旅鳥、冬鳥
		○ ハリオシギ	—	旅鳥、冬鳥
		○ チュウジシギ	—	旅鳥
		○ タシギ	—	冬鳥
		オグロシギ	—	旅鳥
		○ チュウシャクシギ	—	旅鳥、冬鳥
		○ ダイシャクシギ	—	冬鳥
		ハウロクシギ	VU・国際希少	冬鳥
		ツルシギ	VU	旅鳥、冬鳥
		○ アカアシシギ	VU	冬鳥、旅鳥
		○ コアオアシシギ	—	旅鳥
		○ アオアシシギ	—	旅鳥、冬鳥
		○ クサシギ	—	冬鳥
		○ タカブシギ	VU	旅鳥、冬鳥
		○ キアシシギ	—	旅鳥、冬鳥
		○ ソリハシシギ	—	旅鳥
		○ イソシギ	—	冬鳥
		○ キョウジョシギ	—	旅鳥、冬鳥
		○ オバシギ	国際希少	旅鳥
		ミユビシギ	—	旅鳥
		○ トウネン	—	旅鳥、冬鳥
		○ オジロトウネン	—	冬鳥
		○ ヒバリシギ	—	冬鳥
		アメリカウズラシギ	—	旅鳥
		○ ウズラシギ	—	旅鳥
		サルハマシギ	国際希少	旅鳥
		○ ハマシギ	NT	冬鳥
		アシナガシギ	—	迷鳥
		キリアイ	—	旅鳥
		○ エリマキシギ	—	旅鳥、冬鳥
レンカク	レンカク		—	迷鳥
タマシギ	○ タマシギ		VU	迷鳥
ミフウズラ	○ ミフウズラ		—	留鳥
ツバメチドリ	ツバメチドリ		VU	旅鳥、夏鳥
カモメ	ユリカモメ		—	冬鳥

目	科	種	種の指定等	備考
		<u>ズグロカモメ</u>	VU	冬鳥
		<u>オオアジサシ</u>	VU	夏鳥
		<u>コアジサシ</u>	VU	旅鳥
		<u>ベニアジサシ</u>	VU	夏鳥
		○ <u>エリグロアジサシ</u>	VU	旅鳥
		○ <u>クロハラアジサシ</u>	—	旅鳥
		<u>ハジロクロハラアジサシ</u>	—	旅鳥
タカ	ミサゴ	○ <u>ミサゴ</u>	NT	冬鳥
		<u>カタグロトビ</u>	—	迷鳥
		○ <u>カンムリワシ</u>	CR・国内希少・特天	留鳥
		○ <u>チュウヒ</u>	EN・国内希少	冬鳥
		○ <u>ツミ</u>	EN	留鳥
		<u>ハイタカ</u>	NT	冬鳥
		○ <u>サシバ</u>	VU	旅鳥、冬鳥
		<u>ノスリ</u>	—	冬鳥
フクロウ	フクロウ	○ <u>リュウキュウコノハズク</u>	—	留鳥
		○ <u>アオバズク</u>	—	留鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	<u>ヤツガシラ</u>	—	旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ <u>アカショウビン</u>	—	夏鳥
		○ <u>カワセミ</u>	—	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ <u>チョウゲンボウ</u>	—	冬鳥
		<u>ハヤブサ</u>	VU・国内希少	冬鳥
スズメ	サンショウクイ	○ <u>サンショウクイ</u>	—	留鳥
	カササギヒタキ	○ <u>サンコウチョウ</u>	—	夏鳥
	モズ	○ <u>アカモズ</u>	—	冬鳥
	カラス	○ <u>ハシブトガラス</u>	—	留鳥
	シジュウカラ	○ <u>シジュウカラ</u>	—	留鳥
	ヒバリ	<u>ヒバリ</u>	—	冬鳥、旅鳥
	ツバメ	○ <u>ショウドウツバメ</u>	—	旅鳥
		○ <u>ツバメ</u>	—	旅鳥
		○ <u>リュウキュウツバメ</u>	—	留鳥
		○ <u>コシアカツバメ</u>	—	旅鳥
	ヒヨドリ	○ <u>シロガシラ</u>	—	留鳥
		○ <u>ヒヨドリ</u>	—	留鳥、冬鳥
	ウグイス	○ <u>ウグイス</u>	—	冬鳥
	ムシクイ	<u>ムジセッカ</u>	—	旅鳥
		○ <u>キマユムシクイ</u>	—	冬鳥
		<u>コムシクイ</u>	—	旅鳥
		○ <u>メボソムシクイ</u>	—	旅鳥
	メジロ	○ <u>メジロ</u>	—	留鳥
	ヨシキリ	○ <u>オオヨシキリ</u>	—	冬鳥、旅鳥
	セッカ	○ <u>セッカ</u>	—	留鳥
	ムクドリ	○ <u>ギンムクドリ</u>	—	冬鳥
		○ <u>ムクドリ</u>	—	冬鳥
		○ <u>カラムクドリ</u>	—	冬鳥
		<u>バライロムクドリ</u>	—	迷鳥
	ヒタキ	<u>トラツグミ</u>	—	冬鳥
		<u>マミチャジナイ</u>	—	冬鳥

目	科	種	種の指定等	備考
		○ シロハラ	—	冬鳥
		○ アカハラ	—	冬鳥
		○ ツグミ	—	冬鳥
		○ ノゴマ	—	冬鳥
		ジョウビタキ	—	冬鳥
		ノビタキ	—	旅鳥、冬鳥
		○ イソヒヨドリ	—	留鳥
		○ エゾビタキ	—	旅鳥
スズメ		ニュウナイスズメ	—	迷鳥
		○ スズメ	—	留鳥
カエデチョウ		シマキンバラ	—	外来
セキレイ		○ ツメナガセキレイ	—	冬鳥、旅鳥
		キガシラセキレイ	—	迷鳥
		○ キセキレイ	—	冬鳥
		○ ハクセキレイ	—	冬鳥、旅鳥
		マミジロタヒバリ	—	冬鳥
		ビンズイ	—	冬鳥
		セジロタヒバリ	—	迷鳥
		○ ムネアカタヒバリ	—	冬鳥
		○ タヒバリ	—	冬鳥
アトリ		○ アトリ	—	冬鳥
		カワラヒワ	—	冬鳥
		○ マヒワ	—	冬鳥
ホオジロ		ホオアカ	—	冬鳥
		○ コホオアカ	—	冬鳥
		カシラダカ	—	冬鳥
		ミヤマホオジロ	—	冬鳥
合計	14目	41科	170種	

(注)

- データは当該鳥獣保護区において鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成21年度～令和元年度の254回分)に拠った。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2020
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)
国内希少:国内希少野生動植物種、国際希少:国際希少野生動植物種
文化財保護法
特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載した。外来鳥獣については、外来と記載した。
- ヒシクイ、ヒクイナ、ツミ、サンショウクイ、アカモズは下記のように取り扱った。
ヒシクイ :オオヒシクイの記録もあったことから、環境省レッドリストの亜種ヒシクイ、亜種オオヒシクイ両方のランクを記載した
ヒクイナ :リュウキュウヒクイナの記録であったことから、環境省レッドリスト掲載種として取り扱わなかった。
ツミ :リュウキュウツミの記録であったことから、環境省レッドリストの亜種リュウキュウツミのランクを記載した。
サンショウクイ :リュウキュウサンショウクイの記録であったことから、希少鳥獣、環境省レッドリスト掲載種として取り扱わなかった。
アカモズ :シマアカモズの記録であったことから、希少鳥獣、環境省レッドリスト掲載種として取り扱わなかった。

(別表3) 生息する鳥獣類(獣類)

目	科	種	種の指定等	備考
コウモリ	オオコウモリ	ヤエヤマオオコウモリ	EN・国内希少	
	ヒナコウモリ	<u>リュウキュウユビナガコウモリ</u>		
	カグラコウモリ	カグラコウモリ		
ウシ	イノシシ	リュウキュウイノシシ		
ネズミ	ネズミ	クマネズミ		外来
合計	3目	5科	5種	

(注)

1. データは当該鳥獣保護区において鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成21年度～令和1年度の254回分)に拠った。

2. 哺乳類の目・科・種(和名)及び配列は、「日本の哺乳類 改訂 2 版」(阿部 他 2008)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2020

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

国内希少:国内希少野生動植物種、国際希少:国際希少野生動植物種

文化財保護法

特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、外来鳥獣を外来と記載した。

